

平成23年11月16日

# 営業許可書

営業所住所 東京都江東区森下三丁目10番31号

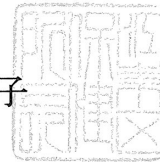
営業所氏名 株式会社マーム

(法人にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地)

平成23年11月15日 付けで申請のあつた営業については、食品衛生法第52条  
食品製造業等取締条例第7条

の規定により下記のとおり許可します。

江東区保健所長 浦山 京子



記

- 営業所所在地 東京都江東区森下三丁目10番31号
- 営業所の名称、  
屋号又は商号 株式会社マーム
- 許可事項

| 営業の種類   | 許可番号         | 許可条件 |
|---------|--------------|------|
| 食肉処理業   | 23江健生食第1884号 |      |
| 魚介類販売業  | 23江健生食第1885号 |      |
| 食料品等販売業 | 23江健生食第1886号 |      |
|         |              |      |
|         |              |      |
|         |              |      |

本許可の効力は 平成23年11月16日 から  
平成29年11月30日 までとする。

この決定についての不服申立て及び訴訟の提起については、裏面「教示」のとおりです。

注意 ○ 本書に記載の許可期限満了後、なお引続き営業の意志のある方は、許可期限満了の約1か月前に許可更新申請書を忘れず提出してください。  
○ 申請の際の検査において、食品衛生法施行条例第3条別表2の施設基準に合致しない場合は許可されません。あらかじめ改善しておいてください。